

用語の説明（財政健全化法）

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 25% 以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 35% 以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$$

実質赤字 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 25% 以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 35% 以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ + ロ）} \quad \text{（八 + 二）}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$$

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

公債費にかかる財政状況を測る指標であり、平成18年度から地方債の発行について、許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入されたもの。早期健全化基準25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。

なお、この指標が18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100\% \text{の過去3年間の平均値}$$

A：地方債元利償還金（繰上償還額、都市計画税充当額等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債に係る元利償還に要する経費（算入公債費の額）及び準元利償還金に要する経費（算入準公債費）

E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）

準元利償還金とは、「公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金」、「一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金」、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」などの公債費に準ずると考えられるもの、実質的に公債費と変わらないものをいう。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準350%以上の団体は財政健全化計画の策定を義務づけられる。

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に
係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額
算入額)

× 100%

将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額